

## 第 18 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 23 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 12 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (11人)

|    |     |    |    |     |       |
|----|-----|----|----|-----|-------|
| 会長 | 13番 | 関尾 | 一史 |     |       |
| 委員 | 2番  | 渡部 | 延三 | 3番  | 高橋 凌  |
|    | 4番  | 竹田 | 安宏 | 5番  | 菊地 匡  |
|    | 6番  | 井上 | 善博 | 7番  | 笹島 敏彦 |
|    | 8番  | 渡邊 | 達郎 | 9番  | 猿渡万里子 |
|    | 10番 | 角丸 | 章  | 11番 | 小野寺一晃 |

4. 欠席委員 (2人) 1番 片桐 幸示 12番 垣野 芳博

5. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野田 勉

事務局次長 上山 哲広

事務局事務係長 佐々木也一

事務局事務係主事 本間 龍太

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 18 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の欠席者ですが、議席番号 1 番の片桐幸示会長職務代理と 12 番の垣野芳博委員が、欠席となっております。また、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 8 番の渡邊達郎委員と、9 番の猿渡万里子委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

事務局 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開きください。

こちらは、農地の相続による権利移動になります。案件は 1 件です。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、焼山 322 番 1、地目は公簿・現況とも田で、面積は 9,232 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 18,006 m<sup>2</sup>で、令和 6 年 11 月 15 日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[REDACTED] が亡くなられたことにより、娘さんである [REDACTED] が相続したものです。こちらの農地は、令和元年 12 月から [REDACTED] が借りております。12 月 4 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせん希望は無し、既に専決処分としています。14 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照いただければと思います。以上です。

只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

議長 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをお開きください。案件は 2 件です。まず 1 番、貸主が [REDACTED]、借主は [REDACTED]、土地の表示は東豊沼 186 番 1 の内、公募が畑で現況が田、面積 5,915 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 5 筆、面積 31,187 m<sup>2</sup>です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による貸借を設定していたもので、その期間は、令和 5 年 1 月 25 日から令和 7 年 12 月 31 日、合意成立日は令和 6 年 12 月 7 日、土地の引き渡しの時期は本日です。本案件は、貸主の意向により解約に至ったものであります。

続きまして、議案の 3 ページをお開きください。2 番、貸主が [REDACTED]

[REDACTED]、借主は [REDACTED]、土地の表示は西豊沼 307 番 3、公募・現況とも田、面積 1,239 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 6 筆、面積 32,214 m<sup>2</sup>です。契約内容は、農地法第 3 条による使用貸借を設定していたもので、その期間は、令和元年 5 月 28 日から令和 11 年 5 月 27 日、合意成立日は令和 6 年 12 月 11 日、土地の

引き渡しの時期は本日です。本案件は、[ ]が水稻を縮小し、きゅうりに力を入れるため、解約に至ったものです。解約後、こちらの農地については、この後、議案第2号で提案いたしますが、[ ]と利用集積計画による使用貸借を交わす予定です。以上、報告とさせていただきます。

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。

出し手・貸主は[ ]、受け手・借主は[ ]です。受け手の経営面積は、田が128,357㎡、畑が1,682㎡の計130,039㎡で、労働力は3名になります。

対象となる土地の表示は、東5条南21丁目302番1、地目は公簿・現況とも田、面積6,320㎡、以下、記載のとおり計10筆、面積32,742㎡です。図面は15ページに、第2号図を添付しております。使用貸借の期間は、令和6年12月23日から令和16年12月22日までの10年になります。

この申請理由について、貸主の方は、「農業後継者である息子に経営移譲するため」、借主の方は、「経営移譲を受け、安定した農業経営にあたりたい」とのことです。

受け手である[ ]は、出し手である[ ]の後継者・息子さんであり、既に経営主として農地を耕作しておりますが、先ほど申した理由のとおり、今回使用貸借するに至りました。

この案件に関する法令に定める要件の確認については、別紙1に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。以上、議案第1号の説明になります。ご審議をお願いいたします。

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、まず1番を事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号の1番をご説明いたします。議案の5ページをお開きください。こちらは、売買の案件です。計画番号は令和6年度所第4号、広告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・譲渡人は、[ ]、受け手・譲受人は、[ ]、農地の所在等は、北吉野町233番、地目は公簿・現況とも畑、面積5,024㎡、以下、記載のとおり計6筆、面積22,920.84㎡です。

対価は、推進員による調整により、契約金額1,833,667円、これは地積に単価80,000円を乗じた額になります。支払いは、令和7年11月末までに指定口

座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は 16 ページ、第 3 号図に示しておりますが、こちらの農地は、10 月に行った農地パトロールの際にも皆さんにご覧いただいた、[ ]の北側の農地になります。本案件の要件確認は、別紙 2 に調査書を添付してありますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件ですが、[ ]の経歴等について、若干説明させていただきます。

現在 [ ] は、砂川市地域おこし協力隊 2 年目を迎えており、年齢が [ ] 歳、[ ] 出身の青年で、協力隊 1 年目は [ ] のもとの、2 年目は [ ] のもとの施設園芸に係る研修を受けておりました。協力隊制度自体は 3 年間活用できるのですが、本人の強い希望により、来年 4 月から就農したいということで今回、売買の提案に至りました。[ ] は、協力隊の活動以前にも、[ ] や [ ] など道内各地の農家さんの下でアルバイトなどを行っており、以前から農業を生業にしたいと考えていたとのこととあります。

そのため、[ ] が着実に就農できるよう、先月、今後の意向を把握し営農計画に対し指導を行うため、市農政課・農業委員会・農協営農部・普及センター・NOSAI で構成する「砂川市農業担い手育成センター」と関尾会長を交えて、[ ] と面談を行いました。[ ] はきゅうりと山わさびをメインに、さつまいもやアスパラなどを作っていきたいということで、農地の土壌は山わさびに適しているのか、家族も近くにいないなかで労働力は確保できるのかといった課題がありましたが、関係者で適切なアドバイスをしながら、就農に向けてバックアップをしていくことを確認したところです。

また、協力隊は来年 3 月末で退任し、今後は一農業者として経営を行っていく予定です。

以上、1 番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

只今、議案第 2 号の 1 番の説明がありました。ご質問等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 2 号の 2 番を審議いたしますが、受け手が [ ] となっており、農業委員会法第 31 条に規定されている「議事参与の制限」により、[ ] は、審議終了までご退席をお願いします。

< [ ] 退席 >

それでは、事務局より提案願います。

では議案第 2 号の 2 番をご説明いたします。議案の 6 ページをお開きください。こちらは、再契約の案件です。計画番号は令和 6 年度貸第 6 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、小野寺一晃さん、出し手・貸主は、[ ]、受け手・借主は、[ ]、農地の所在等は空知太西 5 条 4 丁目 108 番、地目は公募・現況とも田、面積 1,292 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 7 筆、面積 22,256 m<sup>2</sup>、対価は推進員による調整により年額 224,620 円、これは水張面積に単価 11,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年間、法律関係は賃貸借、図面は 17 ページ、第 4 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 3 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、2 番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

議長  
事務局

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

只今、議案第2号の2番の説明がありました。ご質問等ございませんか。  
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで[ ]に着席していただきます。

< [ ] 着席 >

議長  
事務局

それでは、議案第2号の3番から7番について、事務局より提案願います。

では議案第2号の3番からご説明いたします。3番から5番は、再契約の案件、6番と7番は新規契約の案件になります。まず、3番、議案の7ページをお開きください。番号は令和6年度貸第7号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、井上善博さん、出し手・貸主は、[ ]、受け手・借主は、[ ]、農地の所在等は西豊沼50番1、地目は公募・現況とも田、面積74㎡、以下、記載のとおり計17筆、面積20,221.81㎡、対価は推進員による調整により年額240,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は18ページ、第5号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙4の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の8ページをお開きください。4番、計画番号は令和6年度貸第8号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、井上善博さん、出し手・貸主は、[ ]、受け手・借主は、[ ]、農地の所在等は西豊沼254番1、地目は公募・現況とも田、面積7,857㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積10,526㎡、対価は推進員による調整により年額120,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は19ページ、第6号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙5の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の9ページをお開きください。5番、計画番号は令和6年度使第2号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、片桐幸示さん、出し手・貸主は、[ ]、受け手、借主は[ ]、農地の所在等は、吉野4条南8丁目344番1、地目は公簿が畑・現況が田、面積9,589㎡、以下、記載のとおり計7筆、面積62,505㎡です。対価は無償、期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年、当事者間の法律関係は使用貸借、図面は20ページ、第7号図に示しております。

この案件の要件確認は、別紙6に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。こちらの件については、現在においても農地の分筆作業が土地家屋調査士によって行われており、分筆が終了次第、農地保有合理化事業を活用し売買を行う予定です。

続きまして、議案の10ページをお開きください。6番、計画番号は令和6年度使第3号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、[ ]、受け手、借主は[ ]、

農地の所在等は、西豊沼 330 番 1 の内、地目は公簿が畑・現況が田、面積 6,911.86 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 2 筆、面積 20,398.86 m<sup>2</sup>です。対価は無償、期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 1 年、当事者間の法律関係は使用貸借、図面は 21 ページ、第 8 号図に示しております。

この案件の要件確認は、別紙 7 に調査書を添付しておりますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。こちらの件については、先程、報告でお伝えした合意解約がなされた農地であります。売買を前提として伺っておりますが、まずは 1 年間、使用貸借を結び、農地の状態確認や分筆等の準備を済ませてから、売買を行う予定とのことであります

続きまして、議案の 11 ページをお開きください。7 番、計画番号は令和 6 年度使第 4 号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手、借主は XXXXXXXXXX、農地の所在等は、西豊沼 307 番 3、地目は公簿・現況とも田、面積 1,239 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 11,154 m<sup>2</sup>です。対価は無償、期間は令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 1 年、当事者間の法律関係は使用貸借、図面は 21 ページ、第 8 号図に示しております。

この案件の要件確認は、別紙 8 に調査書を添付しておりますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。こちらの件についても、合意解約がなされた農地であり、売買を前提として、まず 1 年間、使用貸借を交わすものであります。

以上、議案第 2 号の 3 番から 7 番までのご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第 2 号の 3 番から 7 番までの説明がありました。ご質問等ございませんか。

渡部委員

再契約について、金額は変わっていないですか。

事務局

金額は同じです。

議長

その他、何かご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

全員

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございません

議長

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 農委だより（令和 7 年新春号）の配布（事務局）
  - ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
  - ・配布期限 1 月 17 日（金）
  - ・その他 「3. アンケート調査の実施」と併せて配布
3. アンケート調査の実施（事務局）
  - ・アンケート
    - (1) 農地流動化、農業振興地域整備計画の見直しに関する調査

(2) 有害鳥獣による農作物被害の調査

- ・実施方法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
- ・提出期限 2月中旬
- ・その他 農業委員会だよりの配布と併せて実施

4. 「地域計画」および「農業振興地域整備計画」に係る勉強会（事務局）
- ・1月24日（金）開催の定例総会終了後に開催します。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、12月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス:nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

6. 協議会報告（協議会長）

議長  
全員  
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年1月24日、金曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員